

# 学会法人化について

中西印刷株式会社  
070422 初版  
131226 改訂

<a href="#">法人について</a> .....	1
<a href="#">公益法人改革</a> .....	2
<a href="#">NPO 法人</a> .....	2
<a href="#">一般社団法人・一般財団法人</a> .....	3
<a href="#">公益社団法人・公益財団法人</a> .....	3
<a href="#">学会のとりうる法人格 一般社団法人という選択</a> .....	4
<a href="#">一般社団法人になるためには</a> .....	4
<a href="#">定款の作成 最初のハードル</a> .....	5
<a href="#">社員と会員</a> .....	6
<a href="#">学会の組織 理事と理事会</a> .....	7
<a href="#">法人化と経理処理・税務</a> .....	8

## 法人について

法人とは、法律の規定により「人」としての権利能力を付与された存在をいいます。法人は生物学的にヒトである自然人の対概念として、自然人がなす法律行為をヒトにかわって行うことができます。たとえば、不動産を所有したり、自然人を雇用したりということです。自然人はその死によって消滅しますが、法人は解散しない限り永続することができます。法人法にもとづかない社団はいわゆる任意団体であって、法人格をもたない学会も任意団体となります。税法上はみなし法人として、社団と同等の納税などの義務をおいいますが、法的権利はありません。財産の所有や借金なども任意団体ではできません。

任意団体は基本的に法にもとづかないため、自然人の代表者がこの任意団体（学会）の権利を代行することが行われます。すなわち任意団体は当該団体の名義で財産をもてないため、法的には代表者が個人でもっているかたちをとります（厳密には全会員の総有）。このことは、代表者が任期途中で死んだり、破産したりした場合、難しい法律問題を生じてしまいかねません。また、代表者が交代するたびに、複雑な財産継承の手続きを経なければなりません。財産総額が少ない場合は実質的にはあまり問題になりませんが、巨額の財産をこうした任意団体が所有している場合、問題が生じやすくなります。

ただし、任意団体の中でも、いわゆる「人格なき社団<sup>1)</sup>」については「社団法人」に準じた扱いがされることがあります。この場合でも、団体名義での不動産登記・銀行預金などはできません。

また、任意団体は脱税の温床となっているともいわれ、最近では税務署が任意団体を調査の対象とするようになってきています。学会も例外ではなく、実際に学会に税務署の調査がはいる、多額の追徴課税を請求されるような事例も仄聞するようになってきました。任意団体のまま、さまざまな

手続きを経て納税事業者として運用することも可能ですが、それぐらいならば、法人化したほうが、経理の透明性も高まりますし、上記の任意団体とその代表者の権利関係の問題もなくなりますので、望ましいと考えられます。

## 公益法人改革

以前は、営利を目的としない法人として社団法人・財団法人という公益法人制度が存在しました。社団法人・財団法人は税法上の優遇措置を受けることができるなど株式会社などの営利法人に対して、有利な立場となっていました。反面、公益性が厳しく問われ、設立には監督官庁の許可が必要など、簡単に設立できるものではありませんでした。設立後、財務諸表の公表や監督官庁への報告などが義務づけられるなど運営にもある程度の財政規模が必要で、学会の場合、一部の古い学会や大規模学会などで設立された例があるにとどまっていました。

しかし、以前の社団法人・財団法人は官僚の天下りの温床になるなど批判も大きく、また、敷居が高すぎて、本来なら法人格をとるべき学会などが設立をあきらめて任意団体のまま運営すると言った例があり、長年にわたって、公益法人制度の改革がさげばれてきました。この過程で、非営利特定活動法人（NPO 法人）制度や中間法人制度などが設けられ、法人化の敷居は格段に低くなっています。最終的に 2006 年 5 月に公益法人改革関連 3 法が成立し、現在ある公益法人もすべて新制度に移行することになりました。具体的には一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人という 4 つの法人格制度ができます。施行は 2008 年 12 月 1 日に行われました。この改革にともない中間法人は消滅しました。従って、現在、学会がとりうる法人格は以下となります。

NPO 法人

一般社団法人・一般財団法人

公益社団法人・公益財団法人

## NPO 法人

NPO 法人は主にボランティア団体を対象とした法人格制度ですが、学会を NPO 法人とすることは広くおこなわれてきました。NPO 法人は、法改正以前の社団法人のように国への許可制度ではなく所轄庁への認証制（一部例外あり）で、法に違反しない限り、原則的に設立を申請すれば認められます。NPO 法人には特定 17 分野といって、NPO 法人になるための分野条件があります。この中に「学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」「科学技術の振興を図る活動」があげられており、学会は該当します。ただし、公益が要件ですので、学会が会員のみの利益にあるのではなく、社会のために貢献していることをうたわねばなりません。また社員の資格に対して、不当な条件を付さないことが必要で、あまり厳格な社員資格を設定することはできません。また全員総会を開催して重要事項を決議することが求められており、運用上の困難を伴います。大きな学会では社員（会員）全員が総会に参加することは不可能で、委任状をとる作業が繁雑になるといったことが実際に起こっています。

なお、税務上は非営利事業と営利事業をわけて会計管理することが求められています。会員から

会費を集めて、対価として雑誌を発行したり、学会大会を行ったりすることは非営利事業ですが、非会員に雑誌を販売したり、企業から広告収入をえたりすれば営利事業として課税されることになります。どこまでが、営利事業で、どこまでが非営利事業かは税務署によって判断が分かれる場合もあるようですから、税理士などと相談された上で会計基準を決めるべきでしょう。NPO 法人への寄付をうながすための認定 NPO 法人というものもありますが、認定例はごく少数ですし、学会にはあまり関係ありません。

## 一般社団法人・一般財団法人

新公益法人制度に伴い新設される法人格です。これも NPO 法人と同じく、許可制ではなく届け出制（準則主義）となり、旧制度の社団法人に比べると、はるかに設立はしやすくなっています。公益性を問われることもありませんし、NPO 法人のように分野を指定されることもありません。一般の営利法人とほぼ同じ事業を行うことができますが、営利法人のように利益を分配することはできません。税務上は原則課税ということで、NPO 法人よりも株式会社などの営利法人に近い扱いを受けることになります。（社団法人と財団法人は基本財産の有無などの違いはありますが、本質的な差はありません。）

なお、一般社団法人・一般財団法人は税制上は、非営利型と営利型に分けられます。営利型法人はどのような事業を行うことも可能ですが、法人税については、すべての収益に課税される全所得課税（会費にも課税）であり、実質上株式会社と違いはありません。利益を配当として分配できないだけです。

会費をもって当該会員に共通する利益を図るための学会のような事業は非営利型法人に該当します。非営利型の一般社団法人・財団法人は NPO 法人と同じく、収益事業にのみ課税されます。会費は非収益事業に充当されていれば課税されることはありません。

## 公益社団法人・公益財団法人

これも新公益法人制度に伴い新設される法人格です。一般社団法人・一般財団法人の中から特に公益性の高いものが認定されることになっています。こちらも収益事業課税ですが、より有利となっています。また収益事業と生じた利益の 50%（または限度額まで）をみなし寄付金として無税で非収益事業に投入することができます。法人としては既存の社団法人・財団法人（旧公益法人）よりはるかに有利なものになっています。

当初、公益性の認定は非常に厳しいとされ、学会からはほとんど申請が行われませんでした。実際、法律制定当初行われた、学会の法人化に関する総務省からの説明でも、公益性の認定基準は非常に厳しく、運用も困難であるとわざわざ言及があったほどです。特に、学会の学術誌発行や学会大会の開催については当初、共益（会員相互の利益）を図るものであって公益（社会全体に対する利益）ではないとされており、学会の公益法人化はほぼ絶望的な状況でした。

これに対し、日本学術会議は提言「新公益法人制度における学術団体のあり方」を公表し、一般的学会の事業活動を公益と認めるべきとの主張をおこなっています。その結果であるのか、2010

年4月以後、大幅に認定基準が緩和されているようで、学会の公益法人認定が続出しています。

ただ、注意したいのは、公益社団法人・公益財団法人に認定されたとしても、それで永続的に公益社団法人・公益財団法人格が保証されるわけではない点です。毎年の報告にもとづき、その都度公益性について審査が行われることになっています。万一、公益性が否定されると、税金などがすべて一般社団並にかかることになり、場合によっては法人そのものが破綻してしまいかねないことです。

公益法人として実際に運用されている事例がすくないため、今後のメリット・デメリットは不明な点もありますが、上述しましたように公益社団法人、一般社団法人となると税制面で優遇されますので、学会の活動状況しだいですが、利用価値が大きいと思われます。

## 学会のとりうる法人格 一般社団法人という選択

2014年の時点で学会の現実的な法人化対象はNPO法人か非営利型の一般社団法人・一般財団法人に限られてくると思われます。公益社団法人・公益財団法人は、メリットも大きいのですが、まずは一般社団法人・一般財団法人となり実績を積み、ステップアップされることが現実的と思われます。

実際の運用を見ていますと、NPO法人では運用が難しく、公益社団・公益財団法人は手続き等が煩雑なため、残された一般社団法人が現実的な選択となります。一般財団法人は基本財産が必要ですので、これも適しません。多くの学会で一般社団法人化が進んでいるのはこういった要因によるものです。

### 学会のとりうる法人格の比較

法人格	課税の方法	みなし寄付金	特徴
任意団体（みなし法人）	収益事業課税	なし	法律上の法人ではない
NPO法人	収益事業課税	なし	一般社団法人以前にできた学会法人に多い
認定NPO法人	収益事業課税	あり	ごく少ない
非営利型一般社団法人	収益事業課税	なし	学会法人の主流
営利型一般社団法人	全所得課税	なし	学会には不向き
公益社団法人	収益事業課税 税制優遇措置多数	あり	認定制となる

### 一般社団法人になるためには

一般社団法人となるためには、法律に則らなければなりません。まず法律に従って定款（学会の基本的な規約にあたるもの）を作成し、これを公証人役場で公証人に法律に抵触していないか等を確認の上、認証してもらわねばなりません。公証人が認証すれば、法務局ではまず問題なく登記が可能です。実際には、このあたりの定款作成から公証人との交渉には法律知識が欠かせませんし、登記の代行ができるのは司法書士（または弁護士）に限られます。従いまして、法人化にあたって

は、まず学会の法人化に詳しい司法書士と契約されることをおすすめしています。

司法書士の関与なしで学会法人化は不可能ではありませんが、定款を作成したり、公証人と交渉にあられる学会の先生方のご負担は大変なものになります。あまりおすすめできません。

定款が作成でき、公証人の認証を受ける準備が整えば、登記のための書類を集める必要がでてきます。この際、設立時理事や設立時社員（後述）になられる方の実印と印鑑証明が必要となってきます。

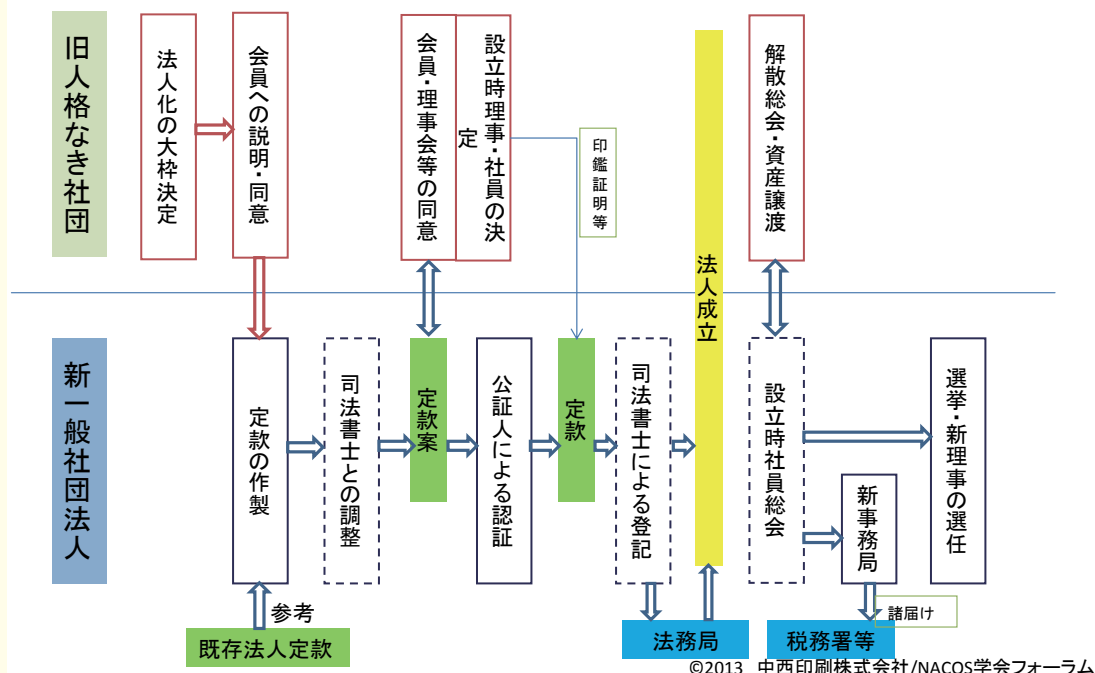
これらの書類が全部整えば、晴れて法人格取得となります。

しかし、学会の法人化にあたっては、色々な問題もでてきます。そもそも、法人化をすることの必然性について会員の理解が得られない場合があります。法人化すればそれなりにお金がかかりますし、備えておかなければならない書類が増えることも確かです。それ以上のメリットがあるから法人化するわけですが、そのことを会員に納得してもらう必要があります。

そして定款です。通常、任意団体の学会でも規約をもたれていることがほとんどです。学会そのものは長年にわたって、この規約で運営されてきています。しかしこの規約が往々にして法人法の規定とあいません。学会の運営のあり方を根本から変えねばならない事態となってしまうのです。

これら会員の理解と新定款の承認と合意に時間を要する場合はしばしばあります。十分に計画と時間をたててものごとを進めねばなりません。

## 一般社団法人へのロードマップ



### 定款の作成 最初のハードル

定款の作成が法人化の最大のポイントとなります。どういう制度にするか、今までの規約との整合性はどうか、議論はつきないと思います。



定款にはかならず記載しなければならない「絶対的記載事項」、記載しなくてもよいが、記載しないと効力を生じない「相対的記載事項」、法及び公序良俗に反しない限り自由に記載できる「任意的記載事項」があります。定款の作成は法律に基づくものですので、今ある任意団体の規約の変更で済ませられるというレベルでは通常ありません。そこで、既に認証されている既存の一般社団法人学会の定款を元にして自分の学会にふさわしいものに変えていくというのが作業的には楽です。多くの一般社団法人学会の定款がホームページなどで公表されていますので、参考にさせていただければよいと思います。

ただし、ここで注意しなければならないのは、公証人によって法律解釈に幅があるということです。他県の公証人は認めている定款内容でも、実際に公証人役場にもちこむと否定されるということもありえます。特に細かい規定をすべて定款に盛り込もうとすると、定款が通らないという危険性は増します。定款そのものは一般的なものにし、細かい規定は細則として登記後に決めるという方がよいかもしれません。

学会の定款を制定する際、問題になりやすいのは以下の点です。

- ・理事の任期が2年以内となる
- ・理事は社員が選ぶ。会長推薦はできない
- ・理事長は理事会がある限り、直接選挙では選べない
- ・会員＝社員とすると運用が困難になる（次項で説明）
- ・旧人格なき社団のときに作った規定は社団法人に影響を及ぼせない
- ・旧人格なき社団の規定や役員履歴は引き継げない
- ・設立時社員の数を多くすると設立手続きが煩雑になる
- ・決算後2ヶ月以内（例外的に3ヶ月以内）に社員総会を開かねばならないが、学会の決算年度と学会大会の開催時期の整合が難しい。

ただし、これも公証人によっては、解釈の違う場合もあります。いずれにしても、司法書士と綿密な打ち合わせが必要となってきます。

## 社員と会員

一般社団法人の社は社員の集合であるという所に基きます。では社員とは何でしょうか。通常、社員とは株式会社の従業員である「社員」を思い浮かべますが、ここでいう社員とはこの「社員」とはまったく関係ありません。学会の運営に影響を及ぼせる個人・団体のことです。社団法人の基本的な取り決めは社員が集まった社員総会で行うことになります。株式会社でいう「社員」ではなくむしろ株主に該当する存在と考えていただいた方がわかりやすいと思います。

法人法によって社員総会でしかできない事項が決められています。社員の除名、理事・監事の選任、定款の変更、合併・解散です。

これほど重要な社員ですが、学会の場合の社員とは誰になるのでしょうか。普通、社員＝会員と考えなくてはならないようにも思えますが、実は会員が社員に自動的にならなくてもよいのです。もちろん、会員即社員としてもかまいませんが、社員総会に学会の会員全員を集めるというのは考えがたいです。

多くの学会では、代議員制をとっています。選挙で選ばれた人を社員とするという規定をもうける場合が多いのです。多くの任意団体の学会で評議員とか、運営委員という名称で会長を補佐し、実際の学会の運営を行う人を決めていますが、この制度をそのまま代議員とする場合が多いようです。

そして社員が理事を選びます。

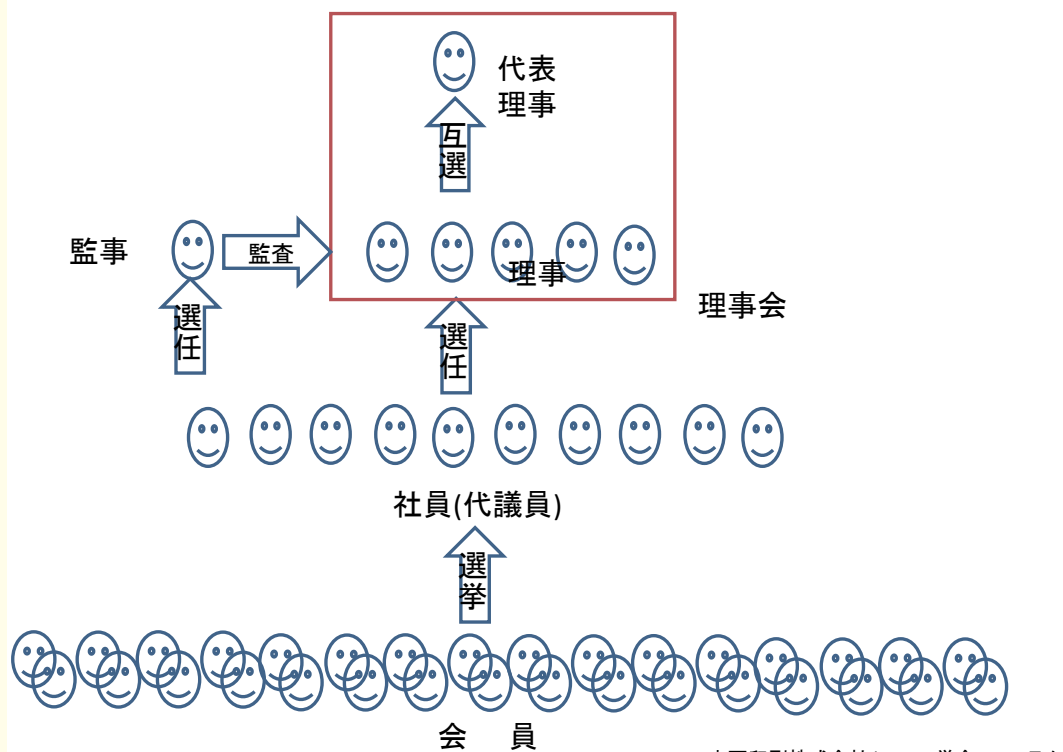
## 学会の組織 理事と理事会

社団法人法に基づく学会組織は下の図のような関係になります。基本的に社員が理事を選び、理事が学会の運営にあたるというかたちとなります。多くの学会で会長を選挙で選び、会長が運営のための委員を指名するといった組織で運営されていますが、社団法人法に基づく組織では許されません。

理事は3人以上必要で理事による理事会を置くことが普通行われています。(理事会設置は義務ではありません)そしてこの理事会の互選で代表理事を選ぶこととなります。別に監査のための監事をおくこととなります。

学会によっては、理事会と同じような機能をもつ組織に、評議員会・常任評議員会・委員会・代議員会などの名称が与えられている場合がありますが、これを理事会の読み替えとして使用することがよくおこなわれます。ただしこの名称は社団法人法の規定とはずれてきますので、法人化を機会に名称を法律の規定にあわせることをおすすめします。

# 一般的な社団法人学会組織



©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 法人化と経理処理・税務

一般社団法人（以下、一般財団法人も同じ）の会計として定められているのは、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従ったものと規定されているのみです。しかし貸借対照表と損益計算書を作成しなければならないとありますので、通常の企業簿記会計程度を指しているものと考えて間違いないと思われます。ただ、一般社団法人になった以上は税務申告という問題が当然に生じてきますので、税理士の関与は必須です。税金については、このファイルとは別のファイルにまとめています。

同時に、監査についても大規模一般社団法人の場合は公認会計士が行うこととなっています。ほとんどの学会は大規模一般社団法人に該当するとはいえず、公認会計士の監査は必須ではありません。科研費の支給要項にあったように「公認会計士によるものがのぞましい」ということはあると思います。

公益社団法人につきましては、一般社団法人で要求されているものに加えて、「財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。」となっています。これは公益法人会計法改定以前に、旧公益法人に課されていた公益法人会計と同じと考えてさしつかえありません。こうなると税理士の関与はもはや不可欠ですし、公認会計士の関与なしで運用することはかなり難しくなると考えられます。



## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）抜粋

第六十二条 大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない。

認定法施行令

大規模一般社団法人又は財団法人とは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいう。

第六十八条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第一百七条 会計監査人は、次節の定めるところにより、一般社団法人の計算書類（第二百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第一百七十七条第二項第一号イにおいて同じ。）及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

第一百十九条 一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第二百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）抜粋

第二十三条 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第七條第一項（一般社団・財団法人法第九十七條において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない

#### 内閣府令

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

（会計監査人の権限等）

第二十三条 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第七十条第一項（一般社団・財団法人法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

#### i) 人格なき社団とは

いわゆる人格なき社団は、任意団体の内、以下の条件を満たしたものをいう。

- (1) 共同の目的のために結集した人的結合体であって
- (2) 団体としての組織を備え
- (3) そこには多数決の原理が行われ
- (4) 構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続し
- (5) その組織によって、代表の方法、組合の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定しているもの（昭和39年10月15日最高裁判例）

これらの条件の内、(1)の条件は、ほとんどの組織成立の基本であるため、実際は上記(2)(3)(4)(5)の4条件を満たす任意の組織が「人格なき社団」と判断される。

しかし人格なき社団に該当するかどうかは、争訟の際、裁判によって判断される性格のものであり、法律上明示的なものではない。

#### 人格なき社団の特徴

- ・ 構成員とは独立した法主体として、社団法人に準じた取扱いがされる。
- ・ 権利義務については、構成員に総有的に帰属し、構成員各人は、人格なき社団の債務についての有限責任を負う。（各種説はあるが、現在までの判例からの判断）

「人格なき社団であるところの任意の組織が、債務超過に陥っても、その債務は、組織の資産を限度として、それ以上構成員に責任を及ぼさない」

この債務は、損害賠償請求（これも債務）、又は労災事故による補償請求が確定したときも同様である。（もっとも、これは管理責任者等に対する責任追及といった別の心配事もあるが、この場合は、組織形態の問題とは別の次元の問題となる）

- ・ 代表者が行った事業遂行目的のための法律行為の効力は、人格なき社団に帰属する。
- ・ 構成員の増減があっても、その組織自体は同一である。
- ・ 収益事業から生ずる利益に対する所得税及び住民税は、法人所得税（法人税）及び法人住民税が課せられる。
- ・ 人格なき社団と構成員の間に雇用被雇用の関係が生ずる場合は、労災保険等社会保障制度加入が可能となる。